

中小企業等金融円滑化法の期限到来後の対応方針について

三條信用組合は、平成25年3月末に期限を迎える中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、お客さまのお申込みやご相談には、引き続き真摯かつ丁寧に対応させていただきます。

【当組合の役割】

当組合は、「必要な資金を必要なときに、お客さまの立場に立って、誠実・迅速・簡便に提供すること」をいつも念頭に置き、地域の皆さまに本当にお役に立てる金融機関を目指し、中小企業の金融円滑化に積極的に取り組み、地元企業・勤労者への金融支援と相談強化に努めてまいります。

【中小企業のお客さまへ】

当組合は、コンサルティング機能を積極的に発揮し、個々のお客さまの経営課題について一緒に考え悩み、それぞれの課題に応じた解決策を提案し、十分な時間をかけて支援してまいります。

【住宅ローンをご利用のお客さまへ】

当組合は、お客さまから借入条件の変更等のお申込み等を頂いた場合は、お客さまの財産および収入等を十分勘案し、無理のないご返済に向けてご相談に応じるとともに、できる限り柔軟に対応するよう努めてまいります。

また、お客さまが当組合以外の金融機関等とお取引がある場合には、お客さまの同意を得た上で、当該金融機関と緊密に連携を図るよう努めてまいります。

以上

出会い ふれあい 信用組合

三 條 信 用 組 合